

○豊田商取引監督課長 定刻より遅くなりましたが、ただいまから、第 32 回産業構造審議会商務流通分科会割賦販売小委員会を開催いたします。本日は、御多忙のところ御出席賜りまして誠にありがとうございます。

私は、事務局を務めます経済産業省商取引監督課長の豊田と申します。

本日はオンラインでの開催となっております。通信負荷軽減の観点から、御発言いただくときのみマイク、必要に応じてカメラをオンにいただければと存じます。また、YouTube での同時中継も行っております。

本日は御欠席の方はおらず、定足数を超える委員の皆様にご出席を頂いておりますことを御報告いたします。また、議題 1 の関係者として、日本クレジット協会及びクレジット取引セキュリティ対策協議会にオブザーバーとして御参加いただいております。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。事前に事務局から資料を送付させていただいておりますが、不足があります場合には Teams のメッセージ欄に御記載いただければと思います。

また、御発言がある場合にも、Teams のメッセージ欄にその旨記入をいただければと思います。委員長、もしくは事務局から御指名させていただくようにいたします。

議事の運営に関しまして、議事については原則公開として、本日の配付資料及び議事録につきましては、事後に公表とさせていただきます。

開催に先立ちまして経済産業省大臣官房総括審議官の南より御挨拶をさせていただきます。

○南総括審議官 おはようございます。経済産業省大臣官房総括審議官・南でございます。

本日は、早朝からお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。皆様御案内のとおり、政府ではキャッシュレス決済比率を 2025 年までに 4 割程度、将来的には世界最高レベルの 80%を目指すとの方針を打ち出しているところでございます。

そういった中でキャッシュレス化が順調に進展しております。2022 年には決済全体の 36%を占めるまでに進展しております。その中でもクレジットカードの決済は、キャッシュレス決済の 8 割以上を占めており、まさにクレジットカードの利用は社会経済活動を支える重要なインフラであると考えております。

実際に昨年5月に成立しました経済安全保障推進法でも、国民生活及び経済活動の基盤となる役務であって、その安定的な提供に支障が生じた場合に、国家及び国民の安全を損なう事態が生ずるおそれがある事業となっております特定社会基盤事業の1つとして、包括信用購入あっせん業、つまりクレジットカード業が指定されたところであります。このようにクレジットカードが重要インフラである以上、安全・安心な利用環境が確保されることが大前提となっております。

割賦販売法では、その時々状況に応じて所要の措置を手当てしてきておりますが、本日御議論いただく2016年改正でも、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者による加盟店管理制度の導入など、大きな制度改正を実施しているところでございます。

また、EC取引、オンライン決済が拡大する中、フィッシングや不正利用も増加してきており、ますますクレジットカード番号等を使わせない不正利用の対策が重要となっております。

本年1月の検討会報告書を踏まえて、EMV-3Dセキュアの導入等を柱とするクレジットカード・セキュリティガイドラインの改訂等も実施しているところであります。

論点は多岐にわたりますが、まさに安全・安心なクレジットカード決済の実現に向けまして、本日は皆様の闊達な御議論をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○豊田商取引監督課長　　ありがとうございます。

続きまして、今回から新しく御着任いただいた委員の御紹介をさせていただければと思います。

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事の奥原早苗委員。

NR Iセキュアテクノロジーズマネジメントコンサルティング事業本部長の上田直哉委員。

ニッセイ基礎研究所金融研究部金融調査室長の福本勇樹委員。

独立行政法人国民生活センター理事の保木口知子委員に御着任いただきました。

まず、今回御着任いただきました委員の皆様より1分程度自己紹介を頂ければと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、まず奥原委員からお願いできますでしょうか。

○奥原委員　　ただいま御紹介にあずかりました公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の奥原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私は、消費者団体で 20 年ほどの活動をするほか、本業では個人情報に関する業務についておりまして、割賦販売法の改正も情報セキュリティ、それから情報の漏えいに手当てる形で重ねてきておられるようですけれども、そうした消費者の立ち位置、あとは情報の取扱い、漏えい対策等々に関して御協力させていただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○豊田商取引監督課長 ありがとうございます。続きまして、上田委員からお願いできればと思います。

○上田委員 NRIセキュアテクノロジーズの上田と申します。

私は、NRIセキュアではセキュリティコンサルティング事業を担当しております。私自身は、社会人になってから一貫してセキュリティコンサル業務に従事しておりまして、業種、業態、テーマ問わず、幅広くセキュリティをやってきておりますが、この 10 年強はクレジットカード会社を中心にレギュレーションであったりシステムセキュリティ強化、CSIRTの高度化、新しい決済手段に対するリスク評価、サプライチェーンのセキュリティ強化などに取り組んでおります。

皆様御存じだと思いますが、この数年、世界中でランサムとかクレカ不正というものが非常に猛威を振るっており、完全に地下ビジネス化されています。要するにプロ集団が相手になっていて、非対面であれば当然世界中の犯罪者が相手になっております。

一方、クレカ決済に関わるプレイヤーは非常に多岐にわたっており、消費者であり、加盟店、PSP決済ネットワーク、アクワイアラー、イシューアさんと現状、基本的な非対面のクレカ決済の仕組みでは、どこを狙ってもクレカ情報を不正に取得することができます。セキュリティ面がしっかりしているところをあえて狙わずとも、弱いところを攻めればいいというところで、守る面が多く、非常に攻撃者が有利な状況です。特にユーザーとか無数にある加盟店に分かりにくいセキュリティをお願いすることで防ぐことは、私からすると結構厳しいのかなと思っておりますので、この辺りを議論の中でコメントさせていただき、クレカ安全性の向上に寄与していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○豊田商取引監督課長 ありがとうございます。続きまして、福本委員、お願いできますでしょうか。

○福本委員 ニッセイ基礎研究所の福本です。よろしくお願いいたします。

私は、主に金融に関わる部分について調査研究をしております。今回、こういったお話

を頂いた背景としましては、キャッシュレス決済に関する社会影響について、5年強調査研究、情報発信等させていただいております。また税理士の先生方等にもいろいろ研修させていただき立場でございます。

また、前職では銀行間決済等にも従事していたことがございまして、決済分野についてもいろいろと調査、分析等させていただいております。これらの調査、分析に関わる部分についていろいろと意見交換させていただくことによって、様々貢献させていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○豊田商取引監督課長　ありがとうございます。最後に、保木口委員、お願いできますでしょうか。

○保木口委員　国民生活センターの保木口でございます。どうぞよろしく願いいたします。

国民生活センターといいますのは、消費生活上における様々な問題について取り組む機関でございまして、全国の消費生活センターなどと連携しながら、全国に寄せられた消費生活相談のデータベースを基に現状をお伝えする、あるいは様々な注意喚起を行うといった業務を行っております。

今回も消費者の取引の現場からの実態などをお伝えするという形で参加させていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○豊田商取引監督課長　保木口委員、ありがとうございます。

それでは、新しく委員長の選出をさせていただければと存じます。前委員長が御退任となられましたため、この場で新しい委員長の選任をさせていただければと存じます。事務局からは中川委員に委員長をお願いできればと考えておりますが、皆様御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

皆様御異議ないようでございますので、中川先生に委員長をお願いできればと存じます。

では、新しく委員長に御就任なされました中川委員長から御挨拶を頂ければと思います。よろしく願いいたします。

○中川委員長　中川でございます。御指名ですのでお引き受けさせていただきたいと思っております。

初めてお会いする委員の方もたくさんいらっしゃいますので、簡単に自己紹介いたします。私は、行政法という分野が専門でございまして、行政による規制全般について理論的

見地から研究している者でございます。

割賦法につきましても、平成 28 年改正、それからもう 1 つ議題にありますセキュリティに関しても、事業者による私的な規制と行政による私的な規制と両方入り組みながら複雑な構造を取っていると理解しております。

いろいろ試行錯誤しながら、よりよいシステムになっていく途上にあると理解しております、そういうところに行政法が何か貢献できるかというのは、私たち研究者にとっても真価を問われるところかなと思って心を引き締めているところでございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

私から以上です。

○豊田商取引監督課長 中川委員長、ありがとうございました。

それでは、これより先の議事進行は中川委員長にお願いできればと存じます。よろしく願いいたします。

○中川委員長 それでは、議事に入りたいと思います。本日の議題は、お手元の議事次第のとおりです。資料 2 「割賦販売法等について（平成 28 年改正法の評価等について）」を事務局より御説明をお願いいたします。

○豊田商取引監督課長 事務局から御説明させていただきます。資料 2、割賦販売法等についてです。

資料の中身ですが、タイトルにもございますとおり、平成 28 年改正法の評価に加えて、近年増加が著しいクレジットカード不正利用問題への対策の 2 つを大きなテーマとして構成しております。

また、参考で直近の動きとしまして、昨年成立しました経済安保法の御紹介もさせていただきます。

それでは、早速ですが、資料の説明に入りたいと思います。

2 ページを御覧いただければと思います。平成 28 年改正法の概要、趣旨となります。御案内の方も多いかと思いますが、当時、クレジットカードを発行する会社、加盟店と契約を締結する会社が別会社となる形態、いわゆるオフアス取引の増加がございまして、クレジットカードを取り扱う加盟店の管理が行き届かないケースが存在しているとの指摘が多くございました。こういった十分な管理が行われていない加盟店があり、クレジットカード番号の漏えいがあり、消費者被害が増加しているという指摘がある中、これに対応すべく法的措置が必要ではないかというのが大きな論点でありました。

加えまして、フィンテック企業など様々な企業が決済代行業という形でクレジットカード決済に参入してくる中で、安全・安心なクレジットカード利用環境を実現するための措置も必要であろうということも改正の背景だったと承知しております。

具体的な措置事項でございますが、大きく3つに整理させていただいています。

1点目が加盟店管理の強化ということになります。先ほど申し上げた通り、当時、悪質加盟店が問題になっておりましたので、加盟店に対してクレジットカード番号を取り扱うことを認める契約を締結する事業者、通常アクワイアラーと言っていますが、これら事業者につきまして登録制度を創設するとともに、アクワイアラーに加盟店への調査、管理を義務づけるということを措置しております。

また、2点目としまして、クレジットカードの情報の適切な管理等ということで、偽造カードなどがまだ問題として指摘されておりましたので、加盟店に対してクレジットカード番号の情報管理や委託先における情報管理に関する指導を義務づけております。また、クレジットカード端末のICT化対応など、不正使用対策も併せて義務づけるという措置をしており、(2)に記載の内容ということになります。

3点目がフィンテックのさらなる参入を見据えた環境整備ということで、決済代行業者についてアクワイアラーと同一の登録を受けられる制度を導入するということが措置しております。

資料の一番下を御覧いただければと思いますが、改正法の附則で施行日以後5年経過した場合において、新法の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講ずると規定しておりまして、2018年6月に施行されておりますので、ちょうど5年たったということで、今回、改正の状況について御議論いただきたいと考える次第です。

次に3ページを御覧いただければと思います。新しく委員になられた皆様もいらっしゃいますので、少し補足的に御説明させていただくべく御用意したものになります。

先ほど申し上げたとおりですが、従来はカード会社が加盟店を管理する通常のオンアス取引が主流でしたが、カード発行会社以外が加盟店契約を行って管理をするオフアス取引の増加が顕著に見られるようになってきたということになります。

他方で、28年改正の前はこういった加盟店契約だけを行う者については何の規制もなく、カード会社と比べると加盟店管理が不十分であるのではないかというのが当時の指摘でございました。このため、資料右側にあります加盟店契約者ですが、このいわゆるアク

ワイアラールについて登録制を導入するとともに、加盟店に対しても漏えい防止、不正利用防止義務を義務づけることを同時にいたしまして、さらに加盟店契約者、アクワイアラールには加盟店の義務の遵守状況を管理することも義務づけたのが 28 年改正ということになります。

加盟店を直接政府・行政が管理・規制すればいいのではないかという議論もございましたが、加盟店が相当な数になっている中で、行政が直接管理・規制するのは現実的ではないだろうということで、加盟店契約の特性に着目しまして、アクワイアラールに加盟店の管理を義務づけるということをしたのが 28 年改正の考え方の骨格でありました。

4 ページにお進みいただければと思います。28 年改正で創設いたしましたクレジット番号等取扱契約締結事業者、通常アクワイアラールと言っている事業者の登録についてです。登録数は、現状 265 社になっています。施行直後が 150 社でしたので、大分増加してきていると言えるのではと思います。

従来のクレジットカード会社だけでなく、加盟店を束ねております流通系の事業者、EC 加盟店の決済システム開発を担っておられる事業者、高度決済サービスの加盟店を抱える事業者などが参入した形になっておりまして、それぞれ包括信用購入あっせんも取っている事業者、アクワイアラール、締結事業者専門の事業者と混在しているのが登録の状況になっております。

5 ページにお進みいただければと思います。今申し上げた 28 年改正ですが、その前後で、例えば直近でいうと令和 2 年にも改正を行っていますので、簡単にこれまでの改正の変遷を御紹介させていただければと思います。

割賦販売法は皆様御案内のとおりで、安全・安心な決済手段を確保するという観点から、過剰与信や加盟店管理などを規定しており、消費者保護の観点から強化を図ってきています。

他方で昨今、不正なカード利用が増加したり、情報管理の重要性がかなり顕在化してきていますので、昨今の改正に関して言うと、セキュリティ対策などクレジットカード決済のシステムの信頼性確保に関する規定の措置が増えてきているところです。

少し具体的に見ていくと、20 年改正では、加盟店の勧誘行為調査義務であったり、過剰与信防止義務といった議論が中心でしたが、それ以降、28 年改正ではクレジット番号の適切管理義務、不正利用防止義務を加盟店に課しておりますし、令和 2 年改正では、適切番号管理義務を多くの事業者に広げるということで、徐々にセキュリティ対策強化の色

彩が強くなってきているということが言えるのではないかと思います。もちろん問題あればしっかり対応するというのに尽きるのですが、客観的に振り返るとこのような流れが説明できるのではということです。

6 ページにお進みいただければと思います。28 年の改正内容に基づいて、監督検査を経産省で実施しておりますが、その一部御紹介ということになります。

もちろん全てとは言えませんが、おおむね適切に執行されていると言えるのではと思います。そんな中でも不適切な事案、行政処分まで至った事案ということでこちらに御紹介しております。

3 件記載しておりますが、加盟店の不適正な勧誘、取引に対して加盟店調査の実施やそのための体制整備がなされていなかった事案、さらに加盟店に対する指導、契約解除も適切に行われていなかったといった事案を御紹介しています。3 社処分した事案のうち 2 社については登録取消しまで至っております。

令和 2 年には株式会社 S. P. A 社に対して処分をしまして、記載もしておりますが、加盟店調査、加盟店指導等が実施されなかったというのが理由となっております。改善命令も出したのですが、改善がなかったということで、登録取消しにまで至っております。

また、令和 4 年には、デジカジャパンに対して業務改善命令を行っていますが、やはり改善命令を発したものの、改善が見られなかったため、登録取消しをしております。

直近で言いますと、令和 5 年ですが、オーバーシーズ株式会社に対して業務改善命令を出しておりますが、理由としては同じく加盟店調査、指導等の未実施、体制整備が十分ではなかったということになります。検査は毎年実施をしまして、不適切な事案があればしっかり対処しているというのが現状となります。

7 ページにお進みいただければと思います。直接 28 年改正法の範囲ではないのですが、その他直近の処分事案ということで御紹介しております。個別信用購入あっせんについても、加盟店に対する消費者からの苦情の判別、苦情対応調査、加盟店指導などが適正に実施できていない事案が散見されます。

具体的な処分まで至った事案としまして、令和 4 年にイオンプロダクトファイナンスに対して業務改善命令という形で処分をしております。

また、決済代行業者につきましても従来からある論点ではありますが、令和 2 年の改正で番号の管理義務などを措置しておりますが、令和 4 年にメタップスペイメント社による大型の漏えい事案、最大 46 万件のカード情報が出たのではないかとという事案で御記憶の

方もおられるかと思いますが、本事案において、同社に対して令和4年に業務改善命令を
発出しております。

8ページにお進みください。28年改正でございますが、先ほどから申し上げていると
おり、アクワイアラー等に対して登録、さらには加盟店調査義務を導入するというのが大
きな柱でございましたが、監督、検査を通じて対応できているということかと思ひます。
もちろん問題のある事案は完全に排除できているわけではありませぬので、引き続きしっ
かりやらせていただくということですが、加盟店調査による悪質加盟店排除については、
登録事業者の増加などからも、相応の効果があつたのではないかと考えています。また、
対面取引中心にクレジットカードの情報管理についても相応の効果があつたのではないかと
考えております。

他方で、不正利用被害が増加しておりますので、非対面加盟店における不正利用につい
て新しい対策が必要であらうということで、後ほど御説明できればと思ひます。

下の表については、時間の都合上、ここでは割愛させていただければと思ひます。

9ページにお進みいただければと思ひます。消費者相談の傾向を参考につけております。
28年改正当時もどこまでを割賦販売法で規制するのかというのは論点であつたと承知し
ております。特に2ヵ月内払い、いわゆるマンスリークリア取引を割販法で規制するかと
うかが論点でありました。

相談数の傾向で言うと、2017年度から2021年の数字ですが、包括、個別共に相談件数
は減少傾向にあると言へるのかなと思ひます。他方で、28年でも議論になつたマンスリ
ークリアについて、相談件数が大分増えてきているというのは、緑のところを御覧いただ
ければ明らかなのかなと思ひます。

もちろんクレジットカードの利用はどんどん増えていて、相談軒数のみならずそもそも
契約件数が相当増えているとは言へるのですが、契約件数の伸びに比べても相談件数が増
えているという数字があり、我々としてはこの相談の中身を注視していく必要があるのだ
らうと思ひています。

他方で、28年当時の議論の結論でもありますが、相談発生率を比較すると、分割・リ
ボとマンスリークリア取引の間には大きな差があり、両者の間で規制の扱いを変えること
には、引き続き一定の合理性があると言へるのではないかと、当時の結論から大きく変わる
ことはないのではないかとと思ひています。これが傾向についての説明になります。

以上が28年改正についての説明になります。

10 ページ以降で、直近大きな問題になっておりますクレジットカード決済のセキュリティ対策について御説明したいと思います。

11 ページを御覧ください。御案内の方も多いかと思いますが、クレジットカードの不正利用は、偽造カードが使われることが多かったというのが 2000 年ぐらいまでの動きだったのですが、割賦販売法改正などを通じまして、クレジットカードが IC チップ対応することで不正利用を減らしてきたというのが経緯になります。

ただ、直近で見ますと、EC 取引が増加する中で、再び大きく不正利用が増加しているということが言えるかと思えます。2022 年には過去最大の 437 億円の不正利用被害額に達しておりますし、23 年もまだ上期ではございますが、昨年を上回るペースで増加しているというのが現状になっています。

不正利用の実態を見ていくと、番号を盗み、その番号を使ってクレジットカード利用を行うというのが圧倒的でありまして、このいわゆる番号盗用によるものを赤のグラフで示していますが、2023 年で言うと 93% に達しておりまして、番号盗用を防ぐ対策と盗んだ番号が使われる不正利用の瞬間で止める対策の 2 つが大きな柱になってくるのだろうと考えております。

12 ページにお進みください。このような状況の中、経済産業省ではクレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会を昨年 8 月から開催いたしました。一部委員の皆様にも参加いただいております、大変ありがとうございました。議論の結果、まとめさせていただいたのがこのポイント紙でありまして、今年 1 月に公表したものととなります。

前のスライドでもご説明したとおり、漏えい、番号窃取による不正利用が多いということになりますので、漏えい防止を 1 つ目の対策の柱、また、不正利用のタイミングで封じる、被害が生じる前に止めるという観点で、不正利用防止を 2 つ目の柱、さらに消費者への周知や捜査機関との連携といった取組みも重要になってきますので、犯罪抑止、広報周知を 3 本目の柱ということで対策を取りまとめたということになります。

大部になりますので全部は御説明いたしません、次のスライドで取りまとめ以降の進捗について御説明したいと思います。

実務面、運用面で講じることができる措置は、随時実施してきております。1 つ目の柱である漏えい防止については、クレジットカード・セキュリティガイドラインを改訂する旨を検討会の報告書に記載しておりますが、今年 3 月に改訂が行われたところです。2025 年 4 月以降、EC 加盟店での脆弱性対策が必須になるという形で予告されておりました、

事業者において準備いただいているところと理解しております。

また、EC加盟店の脆弱性対策に関するセキュリティチェックリストの導入、試行といったことも継続的に検討いただいておりますし、ECサイト構築・運用セキュリティガイドラインをIPAと連携して策定するといったこともしております。

2つ目の柱の不正利用防止につきましては、同じくガイドラインの改訂を3月に行っておりまして、2025年4月以降、EC加盟店での本人認証、一般的なツールとされますEMV3-D Sの導入が求められるということになっております。

周知、犯罪の抑止といった対策も進めております。カード会社に対するフィッシング対策の要請を総務省と連携で令和5年2月に出してありまして、DMARCの導入を積極的に働きかけております。

フィッシングのように消費者の注意喚起も極めて重要になってきますので、コンテンツの作成、配信、さらには政府広報による呼びかけも行っているところです。

最後の黒丸ですが、サイバー事案未然防止という観点から、サイバー警察局、警察庁との連携強化ということで、MOUの締結もしております。

以上がセキュリティ対策関係になります。後ほどJCAや対策協議会からもご紹介あるかと思えます。

最後に、参考として経済安保関連のスライドをつけております。

15 ページにお進みください。経済安全保障法は昨年成立いたしまして、今施行の準備を行っているところです。資料の順番が前後して恐縮ですが、青囲みの一番下のポツを見ただけであればと思います。包括信用購入あっせん業、クレジットカード業については、基幹インフラとして本制度の対象になっており、重要14分野の1つになっています。

基幹インフラの重要設備は、安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態が生ずるおそれのある役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるという観点から国の審査を受けることになっておりまして、クレジットカードについてもつつがなく提供されるように国として体制を組んでいく、措置を講じていくということになっています。

次のページを御覧ください。既に事業者を指定してありまして、今後、経済安保法でも監督していくことになるのですが、実際の規制対象となるのは左から2つ目の欄に該当する事業者、具体的にはクレジットカード等の会員契約数が1,000万以上、かつ年間取扱高4兆円以上の事業者ということになり、クレジットカード事業者全部ではなく、特に社会

的影響が大きいところを絞って指定するという形をとっています。

駆け足となりますが、私からの説明は以上になります。

○中川委員長 ありがとうございます。それでは、続きまして資料3、認定割賦販売協会としてこれまでの取組につきまして、日本クレジット協会より御説明をお願いいたします。

○土橋（日本クレジット協会） 日本クレジット協会の土橋でございます。資料3に基づいて御説明させていただきます。

私ども行政から認定を受けた認定割賦販売協会として、平成28年割賦販売法改正を踏まえた取組について今回御紹介させていただきます。

当該法改正において、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録制をはじめ、加盟店への適切な管理等の強化が加わったことを踏まえまして、当協会において法改正を伴う自主規制規則の見直し等を行っております。

規則の制定に当たっては、各企業の運用実態を考慮しつつ、法に基づく実務を行うための詳細な内容を規定しているところでございます。

お手元の資料3の「1. 自主規制規則の改正内容」のところに、主な規定を幾つか記載させていただいております。詳細は割愛させていただきますが、例えば省令に基づく加盟店調査について、契約時、定期、随時調査の実施及び措置等の規定、それから苦情に基づく随時調査等における調査事項の例示等の規定といったところについて、規定を整備しているところでございます。

そして、「2. 法令遵守体制整備に向けた取組み」についてですが、割販法・自主規制規則の改正に伴って、会員各社においては新たな法体系の下、法令遵守に向けた体制の整備、運用の徹底等を図っていくことが重要となっていきますので、ここ数年は特に新規に登録されたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者を中心に、法令遵守調査、私ども実地調査と言っておりますが、これを実施してきたところでございます。

実地調査の状況については、令和2年度、令和3年度については、コロナ禍ということもあり、なかなか企業を訪問することもできず調査件数は減少しておりますが、令和4年度からはリモートによる対応等も織り交ぜながら従前レベルに調査件数を増やし対応してきたところでございます。

私ども、実地調査に当たっては、事前に全登録事業者に対し書面による調査も実施しており、その調査結果等も踏まえながら実地調査に臨んでいるところでございます。また、

それとは別にアクワイアラーに対し、昨年別途アンケート調査を実施し、その結果内容等を踏まえ、優先的に対応すべき会員については早めに実地調査を行うよう体制を組みながら実施してきたところでございます。

なお、調査における指摘社数については、令和4年度は他の年度に比べて若干増えております。これについては、新規参入した新たな会員企業を中心に調査を実施したということで、全体57社のうち43社が初回、うち40社が指摘有という状況でした。かつ初回調査ということで、法改正を踏まえた履行体制を細かく確認しているものでございます。

また、こういった指摘箇所につきましては、より実効性を高めるために、全ての指摘事項について書面にて我々から提示し、会員からは改善報告を求めるという対応を近年徹底して行っており、現状においては、全て改善措置が取られている状況でございます。

さらに調査後、指摘した会員企業に対してフォローを手厚く行うことで、改善後の実効性の確保、法令遵守体制の維持及び更なる改善等の促進を図っているところでございます。

資料に記載しておりませんが、法令遵守に向けた普及啓蒙ということで、自主ルールに関する研修も実施しております。これは会員各社の社員に対する割販法・自主ルールに対する理解浸透を図るための対応ですが、特にコロナ禍以降、テレワークの進展等、多様な働き方に対応し、eラーニングや、リモート方式による研修等も実施しております。従前の集合形式のみで実施していた時と比べて受講者数が増えている状況でございます。

これまで一般研修の受講者は年間数千人でしたが、直近では2万人程度まで増加しており、今後も時勢に合わせた対応を図っていきたいと思っております。

併せて、研修テキストにおいても、研修後も業務においてしっかり活用していただくことを考慮し、注意すべき事項等について、事例等を用いながら分かりやすくするなど、工夫をしながら対応しているところでございます。今後もさらなる改善を図りながら対応していきたいと思っております。

それから、2ページ目ですが、その他各社の社内体制整備や実務運用に資するような情報提供も行っております。左側の資料は、「苦情対応業務の留意点をまとめたリーフレット」でして、加盟店への事実確認におけるポイントや、加盟店においてお客様の利益の保護に欠ける行為が行われた場合に必要となる対応などを解説しているものでございます。

右側の資料は、「遵守状況調査における主な指摘事例」についてで、毎年取りまとめを行い、会員各社に情報提供を行っているものでございます。資料にはチェック欄を設けて、会員が自己点検できるような工夫もしているところでございます。

その他記載はしていませんけれども、経済産業省から立入検査の実績について、毎年解説をいただいております、法令で求められる体制整備の内容について、行政と連携を図りながら、各社への情報提供を行っているところでございます。これらに限らず、引き続き会員の割販法・自主ルール等の法令遵守の徹底を図るために、様々な工夫を図りながら対応に努めていきたいと思っております。

○中川委員長 ありがとうございます。それでは、続きまして資料4-1『クレジット取引セキュリティ対策協議会』を取巻く環境の変化と協議会の取組みについて」及び資料4-2「クレジット取引セキュリティ対策協議会の取組み」につきまして、クレジット取引セキュリティ対策協議会より御説明をお願いいたします。

○奥口（日本クレジット協会） クレジット取引セキュリティ対策協議会の事務局を務めさせていただいております日本クレジット協会の奥口と申します。今回は説明の機会を頂きまして、誠にありがとうございます。

本日は、私から改めて協議会とそれを取り巻く環境の変化等につきまして簡単に振り返りをさせていただいた後、当協会の島貫エグゼクティブフェローから現在の協会の取組について御報告させていただきたいと思っております。

まず資料の4-1『クレジット取引セキュリティ対策協議会』を取巻く環境の変化と協議会の取組みについて」と題します資料を御覧いただきたいと思います。

表紙をお開けいただきまして、1ページ目を御覧いただけますでしょうか。1番目で協議会設置の背景ということになります。協議会は2015年3月に2020年に開催されます東京オリンピック・パラリンピックを目指して、世界最高水準と設立趣意書には書かれていたようにございますけれども、実際には運用の段階では世界最高というのはさすがに言い過ぎだということで、世界水準のセキュリティ環境を整備していこうということで、3つ目の項目に記載されております各業界の有志の方々によって設立されたというものでございます。

2ページ目をお願いいたします。設立当時の2015年度の話になります。協議会の設立の翌年、2016年2月に2020年3月末を期限といたしますクレジットカード取引におけるセキュリティ対策強化に向けた実行計画2016を取りまとめさせていただいております。

当時の実行計画の主な内容は、そこに記載させていただいておりますように、クレジットカード情報保護につきましては、カード情報の非保持化とPCIDS準拠、対面の不正利用対策でありますクレジットカード偽造防止対策につきましては、カード端末のIC

化、非対面取引の不正利用対策でございます。ECにおける不正利用対策につきましては、4方策を多面的、重層的に組み合わせることで防いでいこうという内容でございました。

次の3ページ目を御覧いただければと思います。こちらはその後の変化ということでございますけれども、(1)消費者の購買動向の変化：EC取引（B to C）の拡大ということでございます。これにつきましては、2015年当時13兆ほどだった市場規模が、2022年には22.7兆円ということで、9兆円ほど膨らんでいるということでございます。

また、クレジットカードショッピング信用供与額も2015年49兆だったものが、2022年には93兆ということで、実に44兆円増加したということでございます。

次のページをお願いいたします。3番目の不正利用の被害額の内訳の変化につきましては、先程豊田課長からお話があったとおりでございます。2015年はまだ偽造カード被害も残っておりますし、その他の被害もあるということで、それぞれの番号盗用も多かったのですけれども、60%程度ということだったのですが、2022年は実に94.3%が番号盗用被害ということで推移しているということでございます。

次のページをお開きいただければと思います。5ページ目でございますけれども、4番目で協議会が取り組む施策と関係者の変化というところでございます。協議会では、2020年3月に当初の実行計画を現在のクレジットカード・セキュリティガイドラインに再編いたしました。現在もセキュリティ対策に継続的に取り組んでいるということでございます。

現在の施策については、この後詳しく御説明させていただきますけれども、対面での不正利用対策については、IC化によって現時点ではほぼ防げていると言えるのではないかと考えております。

一方で、クレジットカード情報の保護については、もともとの実行計画からスタートいたしましたカード情報の非保持化、それからPCIDSSの準拠だけではなかなか防ぎ切れないケースが出てきているということで、これらに加えることでEC加盟店のサイト自体の脆弱性対策をEC加盟店に求める方策も必要になってきているという状況でございます。

また、非対面の不正利用対策についても、従来の4方策にさらに強化をするという形で、EMV3-Dセキュアの導入と静的パスワード以外の認証方法の登録、移行が求められているということでございます。

このように設立当初に比べまして対策もかなり高度化してきております。また、それに伴って専門性も高まっております。資料の右側でございますけれども、施策取りまとめ

関係者に記載しましたように、従来の委員に加えまして多くの関係者の協力なしには対策の推進が難しくなっているということも言えるかと思っております。

また、対策を取りまとめて推進するに当たりましては、関係者の範囲の拡大をしております。また、合意形成のための調整であるとか、対策推進のための協力要請においてもこれまで以上に難しい部分が出てきているということが言えるかと考えております。

この場をお借りしまして、関係者の皆様方の御尽力に感謝するとともに、引き続きさらなる御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

それでは、引き続きまして現状の取組について説明させていただきたいと思っております。

○島貫（日本クレジット協会）　それでは、事務局を担当しております島貫より御報告させていただきます。

「クレジットカード取引セキュリティ対策協議会の取組み」という資料を御覧いただきたいと思っております。

次のスライドをお願いします。2022年のクレジットカード不正利用被害額は436億7,000万に達しております。不正利用被害額の9割以上が非対面取引によるものでございます。

クレジット取引セキュリティ対策協議会では、昨年度のクレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会の報告書、及びその後の割賦販売小委員会での議論を踏まえまして、2023年度は非対面取引における不正利用防止対策に重点を置き、カード情報漏えい対策と不正利用対策のテーマに取り組んでおります。

特にクレジットカード取引における有効ななりすまし防止対策の措置といたしまして、カード取引時のイシューによる本人認証の手段でありますEMV 3-Dセキュアの導入を最大の検討テーマとしております。

次のスライドをお願いいたします。カード情報保護対策といたしましては、従来のカード情報漏えい対策に加えまして、クレジットマスターへの対策などについても本年度取り組んでおります。

次のスライドをお願いいたします。非対面取引におけるクレジットカードの不正利用対策の1つとしまして、まずはEMV 3-Dセキュアの導入でございます。

まず、EC加盟店様におかれましては、2025年3月末までに、原則全てのEC加盟店様にEMV 3-Dセキュアの導入を求めてまいります。具体的な導入の手順につきましては、後ほど詳しくロードマップで御説明いたします。

一方、カード会社、イシューアードでございますけれども、自社カード会員のEMV 3-Dセキュア登録及び静的パスワード以外の認証への登録、移行への取組をお願いしてまいりました。具体的な数値目標等は、この後イシューアードにおける推進ロードマップを御紹介いたしますので、その中で御説明いたします。

カード会社、アクワイアラー、さらに決済代行会社の事業者様には、2025年3月までに、原則、全てのEC加盟店様がEMV 3-Dセキュアの導入を計画的に進められるようサポートを行うということをお願いしてまいります。

次のスライドをお願いします。一方で、消費者、事業者様への周知啓発でございますが、まず消費者への周知啓発は、カード会社、イシューアードを通じまして、カード会員におけるEMV 3-Dセキュアの登録及び静的パスワード以外の認証方法への登録、移行を促進するためのカード会員への周知啓発を行うということをお願いしてまいりました。

事業者等様への周知啓発につきましては、アクワイアラー及び決済代行業者様を通じまして、2025年3月末までに、原則、全てのEC加盟店様においてEMV 3-Dセキュアの導入が求められる旨、加盟店様に対して周知してまいりました。

次のスライドをお願いします。EC加盟店様におけるウェブサイトの脆弱性対策でございますが、カード情報の漏えい対策といたしましては、昨年度のウェブサイトの脆弱性対策に加えまして、喫緊の課題でありますクレジットカードマスター及び悪質な有効性確認への対策といたしまして、フィッシング等で既に漏えいしてしまった登録会員のID、パスワードによるなりすましの対策に取り組んでまいりました。

具体的には2020年10月よりアクワイアラー及び決済代行業者様に新規EC加盟店として加盟契約する際に、セキュリティチェックリストによるECサイト自体の脆弱性対策の実施状況を申告していただくといった試行を実施しております。この試行につきましては、当初本年3月までを試行期間としておりましたが、4月以降も継続しております。

さらに、この10月からは、脆弱性対策の取組に加えまして、新たにクレジットカードマスターや悪質な有効性確認及び不正ログイン等に関する対策を加えました。これによりまして不正利用被害の削減に直接的な効果を期待しております。この実施状況の申告を求めるといった試行を開始いたしております。試行参加事業者様でございますが、アクワイアラー、決済代行業者様に加えまして、加盟店の開拓を担いますアクワイアラーや決済代行業者様のパートナーとなっていられる企業様にも参加をお願いいたしまして、約250社が試行に参加いただいているといった状況でございます。

次のスライドをお願いします。こちらからはEMV 3-Dセキュアの導入の具体的な推進でございますが、まずは加盟店におけるEMV 3-Dセキュアの導入推進ロードマップでございます。

こちらは、EMV 3-Dセキュア等推進ワーキングの承認を得まして、11月14日、昨日、日本クレジット協会のホームページに掲載し、公開しております。

内容につきましては、「はじめに」にございますように、協議会が3月に策定、公表いたしましたセキュリティガイドライン4.0版で原則全てのEC加盟店様は2025年3月末までにEMV 3-Dセキュアの導入を計画的に進めるということをお求めているということと、不正利用被害の早期削減を実現するためには、不正利用リスクの大きいEC加盟店様から導入を進めることが有効であるということで、加盟店様の不正利用リスクに応じまして2025年3月末までに計画的に推進していくロードマップを作成という目的を明記しております。

次のスライドが具体的なロードマップでございます。まず既存の加盟店様でございますが、まず全ての加盟店様が2025年3月末までにEMV 3-Dセキュアを導入するという前提がございますが、この中でも優先順位をつけております。Tier1からTier4までございますが、Tier1は不正顕在化加盟店でございます。こちらの定義といたしましては、カード会社が把握する不正利用金額が3ヵ月で50万円を超えるといった条件に該当するEC加盟店様です。不正顕在化加盟店様におかれましては、即時にEMV 3-Dセキュアの導入に着手いただくということにしております。

次に、Tier2でございますが、不正顕在化加盟店には達していませんが、現実に不正が発生してしまっている加盟店様ということでございまして、具体的には直近2年で不正が5件以上、または累計で10万円以上発生した加盟店様が条件でございます。こちら導入計画の策定及び早期の導入着手をお願いしてまいります。

Tier3は、高リスク商材取扱加盟店でございます。現在高リスク商材と言われておりますデジタルコンテンツ、家電、電子マネー、チケット、宿泊予約サービスといった商材を扱っている加盟店様にも導入計画の策定及び早期導入の着手をお願いしてまいります。

Tier4はこれ以外の加盟店様でございます。

この4つのカテゴリーに分けましたが、Tier1、Tier2に関しましては、大手のアクワイアラーの協力によりまして、約1万店あることが判明しております。この約1万店で今発生してしまっています不正利用被害の大部分を網羅しているということも分かりました。

したがいまして、アクワイアラー及び決済代行業者様の導入推進は、まず不正利用被害額の大部分を占める Tier 1、2 に注力していくという方針を立てております。

次に新規加盟店でございますが、新規に加盟店契約する際には、2025 年 3 月末までに EMV 3-D セキュアを導入するということがありますよと十分説明した上で契約することをお願いしてまいります。

次のスライドは、イシューアにおける推進ロードマップでございます。こちらもワーキングの承認を得まして、昨日、日本クレジット協会のホームページに掲載して公開しております。

次のスライドをお願いします。「はじめに」のところで協議会がセキュリティガイドライン 4.0 版でお示したように、イシューアに対しまして EMV 3-D セキュアの導入、動的パスワード等による認証の環境整備の上、2025 年 3 月末までに自社カード会員が EMV 3-D セキュア、さらに動的パスワード等の登録を行うよう取り組むことをお願いしてまいります。

不正利用被害額の早期削減の実現のためには、カード会員の EMV 3-D セキュアの登録、動的パスワード等の運用を順次進めていく必要があることから、環境整備や会員への周知、業界横断的な周知・啓発活動を行うといったことをロードマップでお示したという目的を明記しております。

次のスライドで具体的なロードマップをお示ししております。まず、EMV 3-D セキュアの導入でございますが、10 月末現在ですが、95% のイシューアは既に導入を完了しております。さらに数社は今後の導入予定を立てておられるイシューアもいらっしゃいます。

2 番目でございますが、カード会員への EMV 3-D セキュアの利用登録推進でございますが、2025 年 3 月末時点の EC 利用会員ベースで 80% を目指すということを掲げております。EC 利用会員ベースというのは、過去 1 年間に EC 取引でのクレジット利用実績がある会員をベースにして 80% 登録を目標としています。

EMV 3-D セキュアの利用登録につきましては、EMV 3-D セキュアではリスクベースで認証を行ってまいります。イシューアがリスクありということで本人認証を求められたときに、パスワードによる追加の本人認証を行います。追加の本人認証ができる会員を EMV3-D セキュアの登録会員と呼んでおりますので、パスワードで認証ができる会員を利用会員ベースで 80% まで引き上げるのが目標でございます。

さらに、(3)では動的パスワード等による認証の実施ということでございまして、固定パスワードではフィッシング等での不正には十分な対応ができませんので、2025年3月末時点でEMV 3-Dセキュア登録会員ベースで100%の動的パスワードの移行を完了するという目標を考えています。

そのためにはシステムの構築及び動的パスワードの利用手続、携帯電話番号やメールアドレス登録、アプリのダウンロード、消費者である会員の方に動いていただかなければなりません。こういったことを業界横断的に周知啓発しながら実施しているということでございます。

次のスライドはタイムスケジュールをお示ししたものでございますので、説明は割愛させていただきます。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○中川委員長　ありがとうございました。それでは、ここから審議に入ります。前半と後半に分けてご意見を伺いたいと思います。ただいまの事務局及び発表者からの御説明のうち、平成28年改正法の評価につきましてまず委員の皆様から御質問、御指摘等を頂きたいと思います。お1人3分以内を目安に御発言いただきたいと思います。挙手ボタンまたはチャットにメッセージを入れていただければ、こちらから指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。池本委員、お願いいたします。

○池本委員　ありがとうございます。池本でございます。

意見は後回しに、先に質問だけ2～3させていただければと思います。トータル時間の中でやりくりします。

まず、クレジット協会と経産省両方にまたがる質問かもしれませんが、先ほどクレジット協会の御説明では、加盟店契約締結事業者に対してのアンケート調査などを実施したという御説明があったのですが、平成28年改正の大きな課題として、マンスリークリア払いのイシューについては、法的な苦情の適切処理、伝達義務の規定が入らなかった。そこについても自主規制でしっかりと連携できるように努力するというので、自主規制規則の規定が入ったと思います。この点の実施状況について何か調査されたり、あるいは消費生活センター相談員から協会に対してその点について要望なり個別の案件についての情報提供があるかどうか。経産省に対しても同じく今のイシューからアクワイアラーへの伝達について、実施状況がどうかという実態把握をされているかどうかという点です。

それから、これは委員の方への質問でルールを超えるのかもしれないのですが、国民生

活センターの理事の方が参加しておられるので、もし可能であればということですが、P I O - N E T 情報で販売信用についての相談件数が先ほど事務局から紹介されましたが、悪質加盟店の不公正取引の苦情と名義を冒用された苦情が大体どれぐらいの割合なのか。大ざっぱな印象でも結構ですが、教えていただければと思います。

以上質問です。

○中川委員長 ありがとうございます。1点目につきまして、まず協会からお答えいただいて、その後経産省からということにいたします。では、協会さん、お願いいたします。

○土橋（日本クレジット協会） 日本クレジット協会でございます。先ほど話をさせていただきました 28 年改正で新規登録されたアクワイアラーへのアンケート調査につきましては、業務実態の状況把握がメインとなり、ただいまの御質問の件につきまして、別途話をさせていただいた全登録事業者に対して実施している書面調査の中で、そういった点も踏まえながら対応しているところでございます。

私どもから以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。では、事務局からお願いいたします。

○豊田商取引監督課長 経産省におきましては、直接イシューアの努力義務の実施状況について確認しているわけではありませんが、J C A を通じて取組状況はお聞きしているということになります。

○中川委員長 ありがとうございます。では、続きまして2点目の御質問につきまして、よろしければ保木口委員から何か御回答いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○保木口委員 国民生活センターの保木口でございます。池本先生からお問合せの2点目、2ヵ月内払いのうちのカードの不正利用、不正利用といたしましても名義冒用等に関しましての割合ですが、消費生活相談におきましては、4%に満たない程度かと把握しております。もっともそれ以外が悪質加盟店なのかどうかというところが正直分かりません。

以上でございます。

○中川委員長 ありがとうございます。池本委員におかれましては、引き続き御発言をお願いします。

○池本委員 今、御回答いただいた中身を前提に手短かに発言したいと思います。

まず、経産省もクレジット協会もそうですが、平成 28 年改正、あるいは令和 2 年改正のいずれでも、国会附帯決議でイシューアについて苦情の適切処理義務の適用がない、したがって自主規制だけで本当に苦情処理の連携ができるのかということについて、きちんと自主規制を推進し、実態把握をして、場合によっては必要な処置を講ずるということが宿題になっていたはずですが、それについて、先ほどの説明ではアンケート調査をしているとおっしゃっていますが、実情がどうかということは具体的な御説明が残念ながらありませんでした。

私は、消費生活相談員の研修などを担当している関係で、イシューアの中では自主規制での苦情の伝達などについてほとんど対応してくれないという業者が複数いるので、非常に困っているということを聞いています。それはクレジット協会へ申し入れたらどうですかというアドバイスをしてくれているのですが、そういうことについてどういう実情なのかということがそもそも把握できていないのか、あるいはそういう苦情の受付窓口をつくっておく必要があるのではないかとということが 1 点です。

それから、経済産業省の資料 2 の中で 9 ページ、利用件数に対して相談の発生率が低いから、特にまだ具体的な措置を講じる必要がないという御説明がありました。しかし、平成 28 年改正のときに書面交付義務とか抗弁接続とか割販法の諸々の規定をどう適用するかしないかという議論のときに、あまり重たい手続を乗せるのは利便性に関わるという意見でした。

今議論しているのは、現実には苦情が発生したときにそれはしっかりと連携してくださいという話をしているわけですから、今の説明は導入の必要がないという理由にはなっていないと考えます。

そして、何よりもアクワイアラーには苦情の適切処理義務がマンスリークリアにもあるのに、イシューアにない、このアンバランスをきちんと整備しないと、苦情がどんどん増えているということが抑えられないのではないかとということです。

もっと言いますと、プリペイド方式の前払式支払手段提供事業者については、資金決済法 21 条の 3 で苦情の適切処理義務がちゃんとあります。ということは、2 ヶ月を超える後払いと前払いはあるのに、2 ヶ月以内のところには何の規定もないという極めてアンバランスな状態があります。その意味で、この辺りはしっかりとやっていただきたいと思えます。

以上です。

○中川委員長　　ありがとうございました。池本委員からの御指摘は以上のとおりであります。JCAさんからもし何かあれば付け加えていただきたいと思います。苦情処理ぐらいちゃんとやれという御指摘だと思いますけれども、いかがでしょうか。コスト等もあると思いますので。

○土橋（日本クレジット協会）　　アクワイアラーについては昨年度 57 社を調査したという話をさせていただきましたが、それらを含め全体では 75 社に調査をしております。特に包括あっせん業者については 9 社に調査を行っておりますけれども、苦情に対する適切な対応についても調査を行っており、当然調査時に対応が不十分であることが把握された場合には、適正に対応していただくよう是正を求めています。

私どもといたしましても、引き続きこのような意識のもと対応していきたいと思っております。

○中川委員長　　ありがとうございました。奥原委員が 9 時半に退席と伺っております。もしこの点につきまして今あるようでしたら、御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○奥原委員　　ありがとうございます。私も今回から参加させていただきましたので、限定的にこの点をという意見までには至らないというところがあるのですが、やはりいろいろと改正を経て対応を取られてという中で、ルールがある程度厳格化していたり、それは自主基準であってもそうなのですから、運用がどうなっているのかということをしつかりと確認、徹底していく仕組みがないと、なかなか防げないということがあるのかなと思います。

情報関連で漏えい事故等も非常にたくさん起きている現場にいるわけなのですから、そこでも事業者の皆様というのは個人情報保護の枠組みの中でしっかりと対策したり、あとは安全管理措置の公表ということも新たに令和 2 年改正から加わってしているというものはあるものの、ルールはしっかりと枠組みができるのですが、それがオペレーションリスクで運用の部分でトラブルが起きているということがありますので、今のクレジットの枠組みの中でもいろいろと決めてこられたことがどこまでしっかりと運用の確認ができるのか。それが消費者に直接しっかりとつなぐところまでできるといいのかなと思います。

先ほど池本先生からありましたように、アンケート調査の先にどうするのかということも具体的に時間を切って対策を取っていただければと思います。ありがとうございます。

○中川委員長　　ありがとうございました。奥原委員は 9 時半に御退席ですので、もし 2 番目のセキュリティに関して御意見がありましたら、今でも、あるいはチャットに入れて

いただいても構わないと思いますので、適宜御対応をお願いいたします。

では、1点目、平成28年改正につきまして、ほかの委員から御指摘ございますでしょうか。二村委員、お願いいたします。

○二村委員　ありがとうございます。まず、全体として事務局のおまとめいただいた方向というか内容について大きな異論はございません。平成28年改正について、もちろん非対面のカード情報の不正利用対策でまだまだというものはありますが、全体としては当初の目的を達成しているのではないかと考えております。

1点特に申し上げたいのが、消費者被害からの保護で話が出やすいのですが、平成28年改正のときには割賦販売法の目的、購入者等の利益を保護することについて、購入者の利益、消費者の利益というのは、被害を受けないという部分に限局されるわけではなくて、クレジットカードを使っている、低コストで利便性のあるサービスを楽しむことができるということもまた消費者の利益であるということを確認した上で、当時の小委員会の報告書の中にも記載されていたかと思いますが、そのような観点から利便性を享受できる状態を維持していく、発展させるためにはどうするかということが議論されたものと認識しております。

その観点でマンスリークリアの苦情情報の連携というのは、まずそもそもにおいて割賦販売法ですから、イシューサイドに関して言うと、2ヵ月超のところに対して規制をかけている。与信取引ということで規制をかけている部分について、マンスリークリアについては現金同等として取り扱っている部分について、さらに枠を広げるのかということが問題になったわけであって、それを結果、努力義務という形で収れんさせていた。そこにまた苦情が発生したのだ、やるべきだといってその状況を調査してということになると、規制をかけているのと同じ状態になって、池本先生は発生したのだから、それは規制を入れるかどうかとはまた別の話ではないかとおっしゃいますが、そこのところについて強い規制をかけたのと同じ状態になってしまうと、やはり28年改正で考えた構想とはちょっとずれてくるのではないかというところがあるかと思います。

1点だけ池本先生の御意見について異を唱えるようですが、申し上げました。ありがとうございます。

○中川委員長　ありがとうございます。そこはずっと議論されているところかと思いますが。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。上田委員、お願いします。

○上田委員　私はセキュリティのほうでコメントさせていただければと思います。

○中川委員長 福本委員、お願いいたします。

○福本委員 御説明いただき、ありがとうございます。今回、私の理解ですと、28年法の施行後において、様々社会環境の変化があれば、それに応じて法律の枠組み、考え方について柔軟に変更していくということなのかなと理解しておりまして、私の理解では28年法以降に幾つか社会環境の変化が起きていると思っております、5点挙げさせていただければと思うのです。

まず、2019年のポイント還元策に応じて、それにキャッシュレス事業者がたくさん参入するということが起きたわけですが、少額利用の拡大も起きていますし、利用回数も増えたということですし、個人の決済手段を持っている数も増えたということなので、管理自体がかなり煩雑になってきているのではないかという問題意識を私自身は持っています。

2つ目が新型コロナ感染症拡大に伴って、ECを使う人が増えたということだと思っています。

3つ目としては、実店舗とECの両方でキャッシュレス決済を使う方が増えたということだと思っています。

4つ目としては、前払い支払い手段に対するチャージ手段としてクレジットカードが使われるようになったと。決済構造は日銀、銀行、キャッシュレス決済手段の3層構造だと指摘されるのですが、クレジットカードが3つ目に入って、4層構造になっている面もあるのではないかと。そういう意味では、クレジットカードの決済インフラとしての役割はさらに重要度が高まったということが言えると思っています。

5つ目は、先ほどから議論に上がっていますが、私は人手不足問題というものが大きくなってきていると感じています。というのも、ポイント還元策に伴いまして、中小事業者がたくさん加盟店として参入したということと、もう1つはECの拡大、新型コロナ感染の拡大で実店舗の運営がままならない方も含めて、ECで売上げを上げようということで、小規模の事業者がECにどんどん参入したということが挙げられると思います。

その中で加盟店管理の考え方をそういった小規模事業者にもそのまま適用していいのかということに関する問題は、この5年間でさらに注目すべき問題になってきたのではないかと。コロナに伴いまして小規模事業者や小売店さんから人材がどんどんほかの業態に移ることが起きた関係で、消費者からの苦情を受け入れるようなカスタマーセンター的なところの人材も不足していて、苦情がうまく吸い上げられていないのでは

ということは考えていたりします。

先ほど国民生活センターさんへの苦情件数の見方が適切なのかという議論があったかと思うのですが、恐らく消費者の方が苦情を申し立てる場合に、国民生活センターさんだけではなくて、ECモールであったり加盟店さんに直接話をするケースもあれば、クレジットカード会社さんにも苦情を言うケースもあるだろうと思いますので、国民生活センターさんへの相談件数の数をモニタリングするということでは、必要な苦情件数が水面下で埋もれていないかということについては、このモニタリング方法でいいのかという点について私自身は考えなければいけない問題なのではないかと考えています。

取りあえず私からは以上になります。ありがとうございました。

○中川委員長　ありがとうございました。あとお一方ぐらいお伺いしたいと思います。
保木口委員、お願いいたします。

○保木口委員　国民生活センター・保木口でございます。

今回、意見の前に評価ということですので、28年改正に向けた検討会に向けても、状況等を御説明させていただいた経緯を踏まえましてまず申し上げたいと思います。

改正に盛り込んでいただきました中のアクワイアラーや決済代行業者への登録制の導入、あるいは加盟店調査等の義務づけといった面では、一定の効果はあったのではないかと考えております。

例えば内職、副業のトラブルでカードで決済している場合に、カード会社に事情を伝えますと、調査をしますといった対応をされて、結果決済がキャンセル処理されるケースが多いという印象がございます。具体的にはイシューに販売店の問題点を提供すると、決済の取消しと当該案件の解決にとどまらず、必要に応じて調査を行い、アクワイアラーから加盟店である販売店への指導や加盟店契約の解除等していただいているように聞いておりまして、下からアクワイアラーへ苦情連携されて、当該苦情の内容についてアクワイアラーから調査を実施する制度が一定程度働いていると評価しております。

JDMの運用も進められているところだと思いますが、加盟店審査や加盟店契約締結後の途上審査においては、やはり消費者からの苦情や消費生活センターからの問合せの件数や内容も引き続き判断の要素としていただきたいと思います。と考えております。

なお、消費生活センターというのは、イシューとしか話ができないため、アクワイアラーの加盟店調査の詳細は分かりません。先ほど池本先生からもお話がございましたように、イシューの苦情処理の対象となっていないマンスリークリアに関する苦情情報がア

クワイアラー等に加盟店調査等においてどのくらい活用されているのか、連携されているのかというところは不明です。ただ、自主的に取り組んでいただけるということですので、そうであればより一層高いレベルに寄せていっていただけるとありがたいと今の段階では思っております。

○中川委員長　ありがとうございます。ほかよろしいでしょうか。

それでは、前半はこの辺りで閉めたいと思いますが、経産省から何かございましたらお願いしたいと思っております。

○豊田商取引監督課長　いろいろ御意見を頂き、ありがとうございました。

28年改正を踏まえた状況について、我々も監督検査する中で完全に問題がなくなっていると考えている訳ではなく、問題が散見されているというのは事実でありますので、そこについてはしっかり対処していきたいと思っておりますし、さらに相談件数の話も指摘がありました。状況を見ながら必要に応じた対策があれば、また改めてこのような場で議論させていただくということになると思っております。

相応に機能していると資料に書かせていただきましたが、基本は今の制度の下にどういった改善ができるかということを追求していくことになるのではないかと考えておりますので、またこの場でも議論いただければと思っておりますし、御意見などあればぜひお寄せいただければと思っております。

私からは以上でございます。

○中川委員長　ありがとうございました。前半についてまとめといたしまして、まず平成28年改正につきましては、先ほど原案といいますか、経産省からの資料2にございましたように、それなりの効果は出しているのではないかという評価でいいのではないかという点については、特に委員から御異論はなかったかと思っております。

他方で、実施状況については、引き続き注視するということは何人かの委員から御指摘ありましたし、マンスリークリアに関しましてはそもそも決済手段であって与信ではないという形で、平成28年当時には切り分けたということで、その観点からすると平成28年改正の評価としてはそんなに強く入れると、そのときの改正の趣旨とは違うのではないかという二村委員からの御指摘かと思っております。

他方で、問題は起きているということも事実であるし、そういうことは池本委員、保木口委員からの御指摘かと思っております。それについては、どの法律でそもそも対応するのかということもありますし、現在は自主的な努力ということで、さしあたりの対応を考えてい

るところでありますので、この問題はそもそも金融関係の様々な業態が様々な法律で様々な規制されている、現在のでこぼこといいますか、複雑な状況にも起因しているところがございますので、今すぐ解決できるわけではございませんが、問題が起きていることは確かだと思いますので、この点についても実態把握を中心にこれから進められていくことかと思っております。それに応じてまた必要な議論を今後していきたいということになるのではないかと思います。

以上で前半のまとめとしたいと思います。

続きまして、2番目の議題です。セキュリティ対策の取組につきまして、委員の皆様から御質問、御意見、御指摘等を頂きたいと思っております。こちらもお1人3分以内を目安に御発言をお願いしたいと思います。挙手ボタン、またはチャットにメッセージを入れていただければ、こちらから指名させていただきます。いかがでしょうか。上田委員、お願いいたします。

○上田委員 ありがとうございます。まず、非対面取引において、現状消費者が自身のクレジットカード番号を入力して購入するという現在の環境においては、漏えいリスクとか不正利用リスクを少しでも低減するという観点から、記載されている対策内容は必要だと思っております。

しかしながら、先ほどの御挨拶でも少し触れさせていただきましたが、特に無数にあるEC加盟店に依存するような対策部分はかなり限界があるのかなと思っております。皆さんも考えられていると思いますが、本質的には例えば本人認証においてFIDO認証のようにパスワードを送らない仕組みであるとか、決済時にカード番号を入力するのではなくトークンでやりとりするという形で仕組み自体を変えていって、EC加盟店によるリスクをなくすことが重要だと思っております。

ただ、決済の仕組みを大きく変えるにはコストも時間も必要になりますので、それらの検討を推進しながら、今をどうしのぐかがポイントだと理解しておりまして、その点からとなりますが、まず非常に細かい内容で恐れ入りますが、1つはEC加盟店に対するサイト脆弱性対応の必須化のところなのですが、いわゆるウェブスキミングの観点が含まれているのかどうか不明に思っております。ECサイトにおいて全てのコンテンツ、自社で準備ということはありませんが、それこそ決済スプリクト以外にも広告とかアクセス解析用のサードパーティー、フォースパーティーのスクリプトを利用していると思っておりますが、これらが改ざんされて有害コードが組み込まれて、消費者がブラウザでカード番号を入力し

た際に詐取されるというケースも多く発生しております。

こういうのは、スクリプトを読み込む際に元のスクリプトとのハッシュ値と比較して改ざんされていないとか、指定したアクセス先にのみ行くのかとか検証が必要になるのですが、非常に運用が困難であったりしますが、例えばP C Iのバージョン4では求められている対策にもなります。

続いて、本質的な面で言うと、大手E C加盟店はセキュリティの重要性、内容を理解して対策していると思いますが、大半のE C加盟店においてはこの辺の脆弱性対策自体をまず理解できていないのだろうと思っています。これは毎週のように発生しているE C加盟店からの漏えい事案の原因を見ていくと分かります。

さらに、前述のような高度化した攻撃に常に対応していくのはやはり限界が出てくるのかなど。もちろんそれらを含めて意識向上、対策向上のためにチェックシートの運用において、自己点検をやったり、アクワイアラーによる調査をしているというところが試行されていると。

こちらについても、我々もよくアセスメントを実施するのですが、チェックシートを送って自己点検してもらって、その結果をインプットに我々専門的知見で評価するという手法を取るのですが、やはり自己問診と評価にはすごく大きな乖離が出てきます。自己問診では脆弱性を可視化することは限界かなと思っていますので、自己問診結果をアクワイアラーの調査によって確認されていると思うのですが、この辺りの自己問診の精度とか含めて、もし課題が出てきているのであれば教えていただきたいと思いますし、外形的なチェックであればこの辺りをあぶり出すこともできないので、できているつもりとか、もしくは取りあえずチェックしたという運用であればあまり意味をなさないのではないかと考えております。

また、新規加盟店登録ならず、脆弱性対策を定期的実施することが重要になりますので、その観点から自己問診が効果も負荷も非常に厳しいと思いますので、例えば機械化、自動化したウェブサイトチェックなどの定期運用で補完する形で、より効率的、均一的な品質評価ができるのではないかとと思いますが、この辺りも考慮いただければと思います。

最後にもう一点だけ、EMV 3-D Sについても皆様の御尽力で導入率が上がってきて、今後動的パスワードの移行も計画的に進められていくと思います。

加えて、リスク判定制度の向上の取組も非常に重要だと思っています。EMV 3-Dセキュアのメリットの1つは、豊富に設定できるパラメーターかと思っていますので、この部

分をイシュー、加盟店と共に協力しながら実現していただきたい。より利便性とセキュリティのバランスを取るために必要なことだと思っております。

以上となります。

○中川委員長 ありがとうございます。後で対策協議会、それから事務局にお答えいただくこととして、さきに委員の方から御指摘いただきたいと思います。では、池本委員、お願いいたします。

○池本委員 ありがとうございます。池本でございます。

セキュリティ対策の問題は、この間もいろいろ取り組んでおられるのに、なかなか被害が減らないどころか、どんどん増えているという意味で、非常に難しい課題だと認識しております。

資料2の12ページで、1月時点の議論の方向性としては、左側のアクワイアラー等加盟店契約会社ですが、アクワイアラー等は継続的検討課題ということでした。カード加盟店がしっかりとセキュリティ対策を講じてもらうためには、実効性を担保するために国自体が直接手を出すことは難しいので、登録アクワイアラーではなくて、その下に決済代行業者とかECモール運営事業者とかコード決済事業者とか中間の業者がたくさんいる。その者との関係でどうするかというので、その下の(2)決済代行業者等というところで、PSPの実態整理を踏まえた監督の在り方という規定があります。

その意味では、アクワイアラーに対してさらにしっかりとやってもらうということと、アクワイアラーだけでは直接加盟店に指導ができない今の仕組みになっているところは、決済代行業者についても加盟店調査義務をかけるとか、登録制を入れるとか、そこも実態調査の上検討する必要があるのではないかという議論があったと思います。その辺りについてはどのように検討されているのか。

先ほどの話では、特に制度そのものは動かさないという形で、運用の問題として説明されたのですが、その辺りがどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。私の理解では、最近起きている不正利用被害でいろいろ話題になったり、あるいはフィッシングのこともそうですし、この辺りはクレジットシステムが低コストで使える時代から一定のセキュリティなり費用をかけてでも安全・安心に使えるようにならなければいけない。これは加盟店もですし、関係する事業者もそこはしっかりと対策を講じないと、安心・安全なクレジットシステムにならない時代になってきているのではないかと。この辺りについて経産省事務局の考え方をお伺いしたいと思います。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。では、続きまして、沢田委員、お願いいたします。

○沢田委員 ありがとうございます。不正利用防止対策に関しまして3点ほど、時間の許す限り発言させていただきたいと思います。

先ほど島貫様から御説明いただきましたロードマップ、これからEC加盟店に周知を図っていく、アクワイアラー、PSP経由でお知らせしていくと思いますが、そのときに必ず加盟店側から聞かれるのではないかとすることが1点あります。

それは、「求められる」とか「必須化」という言葉の意味です。例えばEMV3-Dセキュアを入れないと、25年4月以降、法律違反になるのかどうか、法的義務なのかという質問が必ず出てくると思います。その答えがぶれるのは困るので、経産省が公式見解として出させていただく必要があるのかなど。具体的には法律で言うと35条17の15、省令133条の14と協議会のガイドラインとの関係について御説明させていただきたいと思います。

もし今後、セキュリティ対策協議会で周知用に加盟店向けのページなどをつくられるのであれば、Q&Aの形で共通に説明しなければいけない事項を整理して公開していただけるといいなという希望でございます。これが1点。

2点目は、リスクが顕在化している加盟店からと御説明いただきました。どのような加盟店でどれだけリスクが顕在化しているというデータも採っていらっしゃるのは大変よいことで、効果的な対策ができていない加盟店を特定して、そこに集中していく、重点的に働きかけることができると理解いたしました。

効果的な対策ができていないというのをどうやって判断するか、絶対額でよいのか、苦情と同じように発生率で見るとはどうかという点も加味していただけるとよいと思いました。

逆に不正利用を抑えられている加盟店も大いにあるかと思います。例えば大手のEC事業者がどんな対策を取っているかをほかの皆様にも共有いただくとか、加盟店側の対策とEMV3-Dセキュアに代表されるイシューア側の対策をどう組み合わせしていくのがベストか、両方を組み合わせることによって精度を上げていくことも必要と思いました。

長くて済みません。3点目は、事務局資料のサイバー警察局との連携という点に関してです。12ページ、13ページあたりに紹介されていた「サイバー事案の潜在化防止」は去年の検討会です。今年は「キャッシュレスの安心・安全」がテーマで、当然ながらクレジ

ットカード不正もテーマに含んでいます。

その中で検討していることの1つが、EC加盟店が保有する不正取引の情報をEC加盟店同士で相互に共有するというのと、それを警察に提供するということです。この点に関しては、個人情報保護委員会から見解を頂いて、個人情報法との関係の整理も進みつつあるところです。もちろん個人情報法との関係だけではなく、プライバシー保護については引き続き十分な留意が必要だと思いますが、一歩前に踏み出せそうな段階に入っていると理解しております。

情報連携の目的は2つあって、1つはあるECサイトで発生した不正の情報を他のECサイトに横展開することで、迅速に防御できると期待しています。もう1つは捜査です。カード番号の盗用は割賦販売法でも罰則がかかっているのですが、法執行という点でも警察と協力していただきたいと思います。不正に関する情報は多ければ多いほど良いと思いますので、連携の枠組みにカード会社も参加されるとよいのではないかと思います。

以上3点です。ありがとうございました。

○中川委員長　ありがとうございました。では、石井委員、お願いいたします。

○石井委員　ありがとうございます。細かな技術的な議論にどれだけついていけるかの不安もあるところですが、議論の進め方ないしは位置づけについて確認させていただければと思います。

国外のクレジットカードの不正利用の動向やそれに対する対策がいろいろなところで議論されていると思いますが、こちらで議論されている国内的な議論とある程度横並びで進んでいるものなのか、あるいは個々の議論は国内のものに特化していて、国外的な動向は注視する必要がないのか。

クレジットカード取引は国内に閉じたものではないという認識ですので、例えば国外で新しく発生したセキュリティリスクをキャッチアップして、国内的にもある程度対策を考えておくことや、また、環境変化は国内だけではなくて国外でもいろいろと生じる場所だと思いますので、国際的な議論との関係がどのように捉えられるのかについて、基本的な質問かもしれませんが、確認させていただければと思います。

私からは以上になります。

○中川委員長　ありがとうございました。それでは、福本委員、お願いいたします。

○福本委員　私からは、ほかの委員の方々の御質問とかぶる部分は省略させていただきまして、1点だけお願いといいますか、こうしたほうがいいのか、できるかでき

ないかはあると思うのですけれども。

セキュリティ対策の政策の効果を測る上で今重要になってきているのは、11 ページにある部分のグラフを見るというところなのかなと認識していきまして、ここで分かるのは偽造カードの不正利用に関しては0%近くになっているということで、政策効果として非常に発揮したのだというのは一目瞭然なのですけれども、一方で番号盗用率に関しては100%近いグラフになっていきまして、ただこの中身については御説明がございましたとおり、ハッキングであったり、フィッシングであったり、クレジットカードと種類の違う番号盗用のされ方が全て足された状態で示されていると。

例えば個々のハッキングに対する対策であったり、フィッシングに対する対策であったり、クレジットカード等々の対策がどれぐらい効果を発揮したのかということについて今後政策評価としてやっていこうと思えば、この数値の足し上げた状態でモニタリングしていくということだとよく分からないのではないかなと思っていまして、今3つ挙げましたけれども、フィッシングはうまく抑えられているけれども、ハッキングはうまく抑えられていませんといったことを今後見ていこうと思えば、統計上のデータの収集のやり方でどれぐらい可能なかということはあると思いますが、今後の政策評価をやっていく上では、これらの100%近くになっているところをもう少し細分化して見ていく必要があるのではないかと考えます。

私からは以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。二村委員、お願いいたします。

○二村委員 ありがとうございます。まず第1に、セキュリティ対策協議会が非常に充実した検討を進めていただいて、ロードマップ作成ですとか大変な御尽力をなさったということについて敬意を表したいと思えます。

その上で質問が2点、意見が1点なのですが、質問としてはEMV 3-Dセキュアを導入することについていろいろな課題があると思うのです。今、計画を示して、このように進めていきますということについて、アップサイドの話をしていただいたのですが、一体どういうところに課題があって、これがロードマップどおりにうまくいかないようなリスクはどのように見ていらっしゃるのか。その辺りを教えていただきたいというのが1点目。

2点目は細かなところなのですが、新規加盟店について2025年3月末までのEMV 3-Dセキュア導入を説明の上で契約というのは単なる説明なのか、それともここまで導

入することを義務づける内容の契約を締結せいという話なのか、上のほうについては具体的に導入着手しなさいとか、導入計画を入れなさいということで、既存加盟店についてははっきりしているものと比べると、新規のところがよく見えない状況なので、ここも御説明いただければと思います。

意見なのですが、これだけ全体を取りまとめいただいているのですけれども、今や不正利用対策、あるいはセキュリティというのは非常に大きな課題になってきている。これだけ大きな課題をセキュリティ対策協議会が各ステークホルダーが寄り合い状態で作って進めている中で、果たしてそれぞれ利益がぶつかり合うというか、究極の利益は一致するかもしれませんが、個々の局面で見ると利益が相反するようないろいろなプレイヤーが出てきている中で、意思統一を図っていくのは非常に大きな課題なのではないか。この運営においてももう少しリーダーシップというか、前に進んでいくドライビングフォースが必要なのではないかというのが、セキュリティ対策協議会を端から拝見していったときに私が常々感じている点です。

この辺りについて、今後どのようにセキュリティについて、特にこれだけ大きな課題について意思決定を図っていく体制を組むのか、現状でよろしいと思っているのか、この辺りも含めて検討が必要ではないかと思っております。ありがとうございました。

○中川委員長　ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。

現在9時57分ですので、申し訳ありませんが、10分か15分ぐらい終了が遅れると思います。よろしく願いいたします。

私からも1つ質問させてください。簡単な質問ですけれども、資料4-2のEMV 3-DセキュアのロードマップのTier 3で、例えば宿泊予約サービスというのがございますが、ここで考えられている加盟店は海外の予約サービスを使って、日本の消費者があちこち行くということがよくあると思います。そういうところまで射程に入れられているのか、それとも別にしているのかというところをお伺いしたいと思います。

さて、以上が御質問、御指摘等でございますが、まず対策協議会の方からお答えいただけたところがございましたらよろしく願いしたいと思います。

○島貫（日本クレジット協会）　れでは、協議会事務局の島貫から各委員の皆様から頂いた御質問に回答させていただきます。

まず、上田委員から御指摘いただきました漏えい対策につきまして、例えばウェブスキミング対策が視野に入っているかということでございますが、今回、試行で使っています

漏えい対策を自主的に見ていただくチェックリストでございますが、我々カード会社だけではなく、IPA様や外部の専門事業者、有識者様に見ていただいて、一般的な観点から作成しております。

したがいまして、そういったウェブスキミング等の対策についても、我々ではしているのではないかと考えているのですが、ぜひ一度そういった目で上田委員にもスクリプトを見ていただいて、具体的なアドバイスがあればお願いしたいと考えております。

それから、EMV 3-Dセキュアのリスクベースの認証制度向上といった御指摘がございましたが、我々もまさにこういったことは認識しておりまして、イシューアの観点からデータ分析が非常に重要だと思っておりますが、EMV 3-Dセキュアが導入されてからまだ日が浅いということでございまして、分析すべきデータ量も十分ではございません。今後これを課題だと認識しておりますので、イシューア、あるいは加盟店様のご協力を得ながら、さらにデータ分析を進めまして、パラメーターの設定等の精緻化もしていきたいと思っております。

次に、沢田委員からの御指摘でございますが、EMV 3-Dセキュアの具体的な運用につきましては、公開版に加えまして、関係者向けの具体的な導入の基準やロードマップの作成を検討しております。その中には具体的なFAQ等も入れまして、関係者が具体的な運用に資するような資料を作成中でございます。

それから、今後のこととして不正発生率をパラメーターにしたかどうかという御指摘でございますが、ビジネス上から見れば御指摘のとおりと考えています。ただ、先ほどから御報告しておりますとおり、不正の発生の状況が今年は500億を超えるような勢いで伸びておりますので、まずは絶対額の削減が喫緊の課題だと思っておりますので、不正被害額等を抑えた上で、次にビジネス上の観点から検討してまいりたいと思っております。

それから、大手加盟店様が実施しているような不正対策の有効性を確認すべきではないかという御指摘でございますが、我々も同じ問題意識を持っておりまして、こういった超大手のモール様等が実施している非常に高度な不正対策につきましては、できるだけある程度標準モデル的なものにして、これをお示しすることによって、各事業様の全体的な底上げを図ってまいりたいと思っております。

それから、石井委員から海外の状況はどうだということでございますが、協議会としましても、海外の対策や状況は情報収集をしておりますが、特にEMV 3-Dセキュアの導入に関しましては、先行しておりますヨーロッパの状況をよく見て、彼らも先行はしてい

ますが、いろいろ試行錯誤もされていまして、そういった状況を把握しながら、今回ロードマップを作成したというところがございます。

それから、福本委員からありました不正手口の分析でございますが、昨年度イシューに対してアンケートを取りましたが、漏えいやフィッシング、クレジットマスターといった手口と割合については、イシューにおいてばらばらでございます。これが実態でございまして、分析は今後の大きな課題だろうと思っております。

それから、二村委員からありました Tier 3、Tier 4 に対してどのぐらい導入推進しているのかというお話でございますが、先ほど言いましたようにアクワイアラーや決済代行業者様の導入推進力につきましても、2025 年 3 月という期限を切られた中で限界はございますので、そういった中では今不正が顕在化しているものから優先的にというところがございます。

それから、加盟店様にどれだけ説明等でどこまで拘束力があるのかということでございますが、現時点では EMV 3-D セキュア 導入に関して、セキュリティガイドライン 4.0 に明記したということでございまして、こちらについては現在、法的な拘束力はございません。したがって、加盟店様にどこまで強く言うかということについては、実務的には難しい面もございまして、2025 年 4 月以降には法的な規制になる可能性が高い中で準備を進めていただきたいということを説明するところが実務的な限界ではないかと思っております。

それから、議長から御質問がありました海外加盟店が対象かということに関しましては、実態を改めて確認して、必要な対応をしてみたいと思っております。現時点では十分な視野に入っていないということでございますので、改めて実態を確認して、必要であれば対策の中に組み込みたいと思っております。

私の説明は以上でございます。

○中川委員長 ありがとうございます。それでは、事務局から回答がありましたらよろしくお願いたします。

○豊田商取引監督課長 今 JCA から御報告いただいたところとかぶるところもありますが、私からもコメントさし上げたいと思います。

まず、池本委員から御指摘ありました 1 月にとりまとめました検討会報告書にある漏えい防止に関する決済代行業者への規制枠組みと監督の在り方という点です。これにつきましては、検討会報告書を出して以降、決済代行業者、中間業者の実態を精査してきたとこ

ろであります。

その結果ですが、現時点において大きな漏えい事案、確かにメタップス社はございましたが、それ以外で漏えい事案は確認されなかったというのが現状になります。令和2年改正で既に決済代行業者については一定の規制を措置しておりますので、それに基づいてメタップス社には是正命令を出しておりますので、引き続き実態把握は重要になるのですが、現時点ですぐ規制をどうこうするというのはなかなか難しいであろうというのが評価になります。

それから、沢田委員からロードマップとの関係で、法的義務がどうなるか、省令との関係という御指摘があったかと思えます。これについては、1月に報告書を出しまして、セキュリティガイドラインの改訂という形になったのですが、今後御指摘のような御懸念が加盟店さんから出てくるかと思えますので、協議会とよく相談をさせていただいて、対外的に分かるような形でお示ししていく必要があるのだらうと思っております。

それから、石井委員の御指摘については先ほど島貫さんから御説明がありましたが、我々も海外の動向はよく見ておりまして、特に不正利用対策はEUがかなり進展しているというのがあります。その中でEUの取組としましては、EMVの導入をある意味でこにすることで、複層的な取組を行い、不正流出の上昇を抑えているというのが実態であります。我々も1月の報告書を出して終わりとは思っておりませんので、引き続き、海外の動向を見ながら不正利用対策、漏えい防止を含めてしっかりやっていくということなのかなと思っております。

福本委員御指摘の漏えいの全体像の把握が難しいという点については、実態としてそういうところがあるのかなと思っております。ただ、これについても各省庁、場合によっては外部機関とも連携しながら、どういったことができるか引き続き模索して、効果的な漏えい対策に向けて取り組んでいきたいと思えます。

最後に、二村先生から御指摘いただきました協議会の在り方という点です。協議会には大変精力的に取り組んでいただいておりますので、大変感謝しているところです。他方で、2015年当時から比べるとクレジットカード決済の関係者がどんどん増えていること、特に、EC取引は不正利用がオンライン上で起きるという中で、協議会が今の在り方でいいかというのは、二村先生以外の方々からいろいろお聞きするところでもあります。

今すぐに結論がでるわけではないのですが、国ももう少し前になる必要があるのではないかと、国が関わっていく必要があるのではないかと指摘は我々も認識しております。

で、どういった形で国が前に出るか、関わっていくかというのは課題として検討させていただき、小委員会の中でも御報告できればと考えております。

私から以上でございます。

○中川委員長　　ありがとうございました。いろいろと委員から反応も頂きたいところですが、時間を超過しておりますので、本日この辺りで議論を区切りたいと思います。

2点目につきましては、特に私からまとめる必要はないかと思いますが、最後に課長がおっしゃったように、対策協議会による自主規制の限界はどうしてもあるだろうと思いますので、その辺り行政がどのように関わっていくのかというのが今後小委員会としては課題になる可能性があるということが見えてきたということかと思えます。

本日は闊達な御議論ありがとうございました。委員から御提起のあった事項につきましては、事務局で引き続き検討をお願いしたいと思います。

それでは、事務局より事務連絡等についてお願いいたします。

○豊田商取引監督課長　　本日は御議論いただき、ありがとうございました。

本日の議事録に関しましては、事務局で作成の上、委員の皆様にご確認いただいた後、経産省のウェブサイト上で公表する予定であります。引き続きよろしくをお願いいたします。

また、本日は開始が遅れまして大変失礼いたしました。改めてお詫びを申し上げます。

○中川委員長　　それでは、以上をもちまして本日の審議を全て終了いたします。御多忙のところ御審議いただきまして、誠にありがとうございました。以上で本日は終わりといたします。

——了——